

第 8 号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等退職手当支給条例（昭和 2 8 年熊本県条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 1 項第 4 号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第 1 4 項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に該当する者に係る就業促進手当について同条第 4 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第 6 項第 1 号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。

附則第 2 6 項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第 1 条の 2 第 1 項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第 3 5 項中「附則別表第 1」を「附則別表」に改める。

附則第 3 6 項中「第 3 5 条」を「第 3 5 条の 2」に改める。

附則第 3 8 項中「令和 7 年 3 月 3 1 日」を「令和 9 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 6 項、第 2 6 項、第 3 5 項及び第 3 6 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例第 1 0 条第 1 1 項（第 4 号に係る部分に限り、同条第 1 5 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員等（退職した熊本県職員等退職手当支給条例第 2 条第 1 項に規定する職員等（同条第 2 項の規定により職員等とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であってこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員等であって施行日前に職業に就いたものに対する熊本県職員等退職手当支給条例第 1 0 条第 1 1 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

雇用保険法（昭和 4 9 年法律第 1 1 6 号）等の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。